

## 別紙

### 作業細則

#### 1、目的

たすけあい辰巳ねこの手は、全ての作業について1時間を基準として利用料、作業料及び運営費を定めているが、それになじまない作業も要請されている。

また、「住民同士の支え合い」という本会の趣旨になじまない作業の要請や利用状況も生じている。

そこで、本細則は、特殊性のあるサービス作業について、利用料、作業料、運営費及び作業上の配慮事項等について、本規約とは別に実施の基準を定めるものである。

#### 2、規約に定めていない基準による特定利用料、特定作業料及び運営費

特定作業の内容	注 記	特定利用料	特定作業料	運営費
障子の張替え	大小の別なく1枚当たりで計算 (紙剥しを含める場合は 1泊2日で計算)	1枚 1,000円 + 材料代	1枚 900円	1枚 100円
網戸の張替え	大小の別なく1枚当たりで計算	1枚 1,000円 + 材料代	1枚 900円	1枚 100円
包丁(鎌)研ぎ	出刃包丁・鎌を含む	1本 400円	1本 360円	1本 40円
はさみ研ぎ	草刈りばさみを含む 但し、特殊なものは別途見積り	1本 800円	1本 720円	1本 80円
燃やすゴミ出し	戸口で回収 月極めは週3回で1カ月	1回 150円	1回 135円	1回 15円
燃やさないゴミ出し	戸口で回収	1回 300円	1回 270円	1回 30円
資源物出し	資源別にまとめておく	1回 300円	1回 270円	1回 30円
犬の散歩	短期間のみ引受け (急病・旅行等の理由) 時間等は飼い主と相談 当年度の狂犬病予防注射接種済に限る ふんを処理する資材等は飼い主が用意	30分 500円	30分 450円	30分 50円
植木・庭木等の水やり	短期間のみ引受け (急病・旅行等の理由)	30分 500円	30分 450円	30分 50円
買物代行 おまかせくん	生鮮食品を含むすべての日常生活用品の買物を代行する 時間は、購入品の注文を聞き始めた時から、購入品と釣銭の確認が終わるまでとする。 購入店舗は、原則として辰巳台地区内とする。利用は週2回までとし、前日までに予約申し込みをする。	30分毎 400円	30分毎 350円	30分毎 50円

3、たすけあい辰巳ねこの手の趣旨である「住民同士の支え合い」の範囲内の作業と判断する基準

作業内容	作業基準	留意事項
窓ガラス拭き	足場が確保できる箇所に限る	2階窓ガラスの外側は不可。 ガラス用洗剤、布きれ等の資材は利用者で用意。 用意が無い場合は実費を請求（購入時間も含める）。
台所の換気扇の掃除	構造が複雑で取り外しが困難なものは不可 油汚れがひどく市販の洗剤では落ちそうもないものは不可	汚れ落とし洗剤、雑巾等の資材は利用者で用意。 用意が無い場合は実費を請求（購入時間も含める）。
電球の交換	交換電球が用意されている場合は可 用意されていない場合は、取り扱いがわかるものに限る	照明器具の下見を行い、準備の有無・扱い具合を確認。 交換電球の用意がなく、その購入も行う場合は、電球の確認・購入に要した時間を含める。
墓地の清掃	辰巳台地区近辺にある墓地に限る（能満霊園程度の距離）	墓地清掃の利用料 800 円＋交通費 500 円。これに加え コーディネーターの下見・後見の交通費 500 円を加算する。
病院の付添い	車椅子が必要な場合は病院のものを利用していたく	個人所有の車椅子で行く場合は、階段の上げ下ろしは行わないので、タクシー乗務員に依頼してもらう。
病院の順番取り	時間の計測は、利用会員宅出発から病院での待ち時間、そして利用会員宅への報告までとする	

4、車両及び機器使用、その他業務運営に関する基準

- ① 辰巳台地区社会福祉協議会の軽トラックを使用した時は、車使用料（ガソリン代を含む）として500円いただき、辰巳ねこの手の入金とする。  
（辰巳台地区社協へは、1年分として一括納入してある）
- ② 辰巳ねこの手所有の刈払機などの大型機材を使用した時は、使用料（燃料代を含む）として500円いただき、辰巳ねこの手の入金とする。
- ③ 協力会員所有の刈払機などの大型機材を使用した時は、使用料（燃料代を含む）として500円いただき、所有する協力会員の入金とする。